

2-2 労働契約の締結ルール



労働契約法（平成 20.3.1 施行）は、労働契約を締結・変更するときの 5 基本原則を定めている（労契法 3 条）。

「①労使対等の合意原則、②均衡考慮の原則、③仕事と生活の調和への配慮原則、④信義誠実の原則、⑤権利濫用禁止の原則」

また、使用者は労働条件と労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするほか、労使はできるだけ労働契約の内容について、書面確認をすること（同 4 条）。

使用者は労働契約に伴い、労働者の生命、身体等の安全に配慮する（同 5 条）。

その他、労働契約法には、合理的な労働条件が定められている就業規則は、労働契約の内容となる旨の規定等（7～13 条）もある。